

入札契約制度の改正について

令和２年１０月１日

国立大学法人佐賀大学環境施設部

建設工事における生産性向上への取り組みとして、建設業法が一部改正され（令和２年１０月１日施行）、元請の監理技術者の職務を補佐する者を専任で置く場合、元請の監理技術者の複数現場の兼任（２件まで）が容認されます。

それに伴い、佐賀大学の発注する建設工事入札の競争参加資格要件を以下のとおり見直します。

○建設工事の競争入札参加資格要件における監理技術者の専任義務の緩和

特定建設業者が、監理技術者を配置する場合で、建設業法第２６条第３項の規定により監理技術者の行うべき職務を補佐する者を専任で配置するときは、当該監理技術者は、建設業法施行令第２９条で定める数の範囲内において兼任できるものとします。

○実施時期

令和２年１２月１日以降に入札公告等する建設工事から適用

【問い合わせ先】

佐賀大学 環境施設部 企画管理課
総務主担当

TEL: 0952－28－8968